公示送達

土地区画整理法第133条第1項に基づき、いわき都市計画事業薄磯震災復興土地区画整理事業に係る山野辺嘉吉氏に対する土地区画整理法第77条第2項の規定により通知する工作物等の移転通知及び照会については、送付すべき場所を確知することができないので、その内容を次のとおり公告します。

平成26年7月30日

いわき都市計画事業
薄磯震災復興土地区画整理事業
施行者　いわき市
代表者　いわき市長　清水　敏男

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　福島県いわき市平薄磯字中街22番地
氏名　山野辺嘉吉

2　通知の内容
貴殿が所有する別記工作物等は、いわき都市計画事業薄磯震災復興土地区画整理事業の施行のため、平成26年9月16日までに除却していただくこととなりましたので通知します。つきましては、貴殿が前記の期日までに除却する意思があるか否かを回答してください。
なお、前記期日後は、土地区画整理法第77条第7項の規定に基づき、施行者であるいわき市が除却工事を行うことになります。
以上、土地区画整理法第77条第2項の規定に基づき、通知及び照会します。

3　物件等の所在地
福島県いわき市平薄磯字三反田144番地

4　物件等の名称
工作物その他の前記所在地に存するすべての物件

5　数量
一式

注意事項

1　自ら移転又は除却の工事をされる場合においては、いわき市都市建設部都市復興推進課（福島県いわき市平字梅本21番地　電話（0246―22―1138）で別途協議させていただきます。

2　移転先完了前に所有者が変わった場合は、新旧所有者署名の上、直ちにいわき市都市建設部都市復興推進課へ届けてください。

教示

1　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にいわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）処分取消しの訴えを提起することができます。

2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にいわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　上記の1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にいわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十六年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年七月三十日
札幌市中央区南二条西四丁目一番地
有限会社ギャラリーグレコ
清算人　千葉　能子

解散公告

当社は、平成二十六年六月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年七月三十日
宮城県大崎市古川旭六丁目二番一二号
有限会社髙橋餅店
清算人　吉澤　洋子

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年七月三十日
宮城県亘理郡山元町坂元字木ノ岡一七番地
有限会社大和工業
清算人　大和　俊一

解散公告

当社は、平成二十六年五月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年七月三十日
東京都足立区千住五丁目一二番三号
株式会社イシバシバッグ
代表清算人　長谷見峻一
連絡先　東京都千代田区平河町二丁目一六番六号ＪｅＶビル三階　きた法律事務所

解散公告

当社は、平成二十六年五月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年七月三十日
東京都足立区千住五丁目一二番三号
株式会社イシバシバッグイシバシ
代表清算人　長谷見峻一
連絡先　東京都千代田区平河町二丁目一六番六号ＪｅＶビル三階　きた法律事務所

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年七月三十日
東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー一二階
エリー合同会社
清算人　中村　武

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年七月三十日
東京都新宿区早稲田鶴巻町五二二番地
株式会社ニューアーク
代表清算人　湯本　眞之

解散公告

当社は、平成二十六年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年七月三十日
東京都多摩市愛宕四丁目四一番地五
有限会社松山保険事務所
清算人　笠井　隆司

解散公告

当社は、平成二十六年七月十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年七月三十日
東京都港区元赤坂一丁目一番七号
合同会社ＬＭＴ１
清算人　野坂　照光

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年七月三十日
東京都港区元赤坂一丁目一番七号
一般社団法人ＬＭＴ１
代表清算人　野坂　照光

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年七月三十日
東京都武蔵村山市伊奈平一丁目五五番地の三
有限会社竹田製作所
清算人　笠原　光子